



厚生労働省発基安0724第2号

平成29年7月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙1「陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」及び別紙2「林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱

第一 荷役作業における安全確保対策の充実

一 会員は、安全衛生教育として、荷役災害防止担当者教育及び荷役作業従事者教育を行うものとする。

二 会員は、運送の都度、従業員が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認をし、荷役作業の有無及びその内容の確認は、安全作業連絡書により行うものとする。

三 会員は、従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと等の墜落・転落防止措置及び後ずさりでの作業はできる限りしないこと等の転倒防止措置を行わせなければならないものとする。

第二 健康確保対策の充実

一 会員は、法令の定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行うとともに、検査の結果、従業員から申出があった場合、医師による面接指導を実施しなければならないものとする。

二 会員は、従業員の受動喫煙を防止するため事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるものとする。

第三 その他の労働災害防止対策の充実

一 会員は、常時五十人未満の従業員を使用する事業場について、安全衛生懇談会など安全衛生についての労使の話し合いの場を設けるものとする。

二 会員は、従業員に貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業等を行わせるときは、墜落時保護用及び飛来落下物用の保護帽を正しく着用させなければならないものとする。

三 会員は、最大積載量が五トン未満の貨物自動車の荷台への従業員の昇降について、できる限り昇降設備を使用させるものとする。

四 会員は、従業員にロールボックスパレットを用いて作業を行わせるときは、移動経路の整理整頓をすすめること、必ず両手で作業すること等の措置を行わせるものとする。

五 会員は、高温多湿作業場所において荷の取扱い作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、必要な対策を講じなければならないものとする。

第四 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第五 適用期日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用するものとする。

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生管理体制等の充実

一 会員は、労働災害防止のための目標を定め基本方針を作成し、すべての作業者が基本方針に基づいて行動するように努めなければならないものとする。

二 会員は、関係法令の定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行うとともに、検査の結果、作業者が医師による面接指導を申し出たときは、面接指導を受けさせなければならない等とするものとする。

三 会員は、作業者の受動喫煙を防止するため、事業場の実情に応じた適切な措置を講じるよう努めなければならないものとする。

四 会員は、一定の危険有害性のある化学物質を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用し、又は変更した時は、関係法令に定めるところにより、化学物質などによる危険性又は有害性の調査を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければならないものとする。

五 会員は、チェーンソーを用いて行う伐木、造材等の危険又は有害な業務に作業者を就かせるときは、

関係法令に定めるところにより、特別の教育を行うとともに、木材製造業において、新たに職務に就くこととなった職長等に対し、関係法令に定めるところにより、安全衛生教育を行わなければならないものとする。

六 会員は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者に対し、「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」及び「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づき、能力向上を図るための教育を行うように努めなければならないものとする。

第二 チェーンソーの取扱い作業に係る安全基準の充実

一 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、チェーンソーによる切り傷防止のため、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が前面に入った防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを着用させなければならないものとする。

二 会員は、立木を伐倒する場合は、近傍の他の作業者を立木の樹高の二倍以上離れさせなければならない。近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の二・五倍以上離れて作業させなければならないものとする。

すること。

三 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無等の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならないものとする。

四 会員は、偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、追いつる切りにより伐倒させなければならないものとする。

第三 木材加工用機械作業による危険防止措置の充実

一 会員は、木材剥皮機械稼動中に、当該機械及び関連するコンベヤー等の危険場所に作業者を立ち入らせない等の措置を講じなければならないものとする。

二 会員は、集成材製造作業における危険を防止するための措置を講じなければならないものとする。

三 会員は、プレカット材自動送材装置稼動中に、当該自動送材装置及び関連するコンベヤー等の危険場所に作業者を立ち入らせない等の措置を講じなければならないものとする。

四 会員は、ベニヤレース（剥板機）の刃の交換、補修等の作業を行うときは、ベニヤレース及び原木供

給装置を全停止状態にし、かつ、操作盤にその旨を表示する等の措置を講じなければならないものとする。

五 会員は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所の広さ及び地形、使用するフォークリフト能力、荷の重量、種類及び形状等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行う等の措置を講じなければならないものとする。

第四 非定常作業による危険の防止措置の充実

会員は、非定常作業による危険を防止するため、非定常作業に係る安全衛生教育の実施及びリスクアセスメントの実施に努める等の措置を講じるものとする。

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 適用期日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用するものとする。